

社援地発 0331 第 3 号
障 障 発 0331 第 3 号
老 認 発 0331 第 2 号
令 和 3 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市
中 核 市

民生主管部（局）長 殿
成年後見制度利用促進主管部（局）長 殿

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課長
成年後見制度利用促進室長
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）が改正され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されます。また、改正法に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における包括的な支援体制の構築を図るため、重層的支援体制整備事業が創設されます。

一方で、これまで市町村では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「利用促進法」という。）を踏まえて、権利擁護に関して地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む仕組みづくりを進めています。

両者は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという点において密接な関係にあり、市町村において双方が連携した支援体制を構築することで、効率的・効果的な実施が可能になるものです。

今般、これらの連携に関する基本的な考え方について、下記のとおり通知します。貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めてください。併せて、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の関係性等について

(1) 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村全体の支援関係機関が相互に連携して、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築することで、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うものである。

(2) 成年後見制度利用促進に係る取組について

成年後見制度利用促進に係る取組は、利用促進法第 12 条の規定に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を踏まえ、全国どの地域に住んでいても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、保健・医療・福祉に司法を加えた権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築して、成年被後見人等の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものである。

(3) 両者の関係性について

(1)(2) はいずれも、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するものである。

これらに取り組むことは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるものと考えられる。特に、成年後見制度利用促進に係る取組との連携は、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施にもつながるものである。

2 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組を具体的に連携していくにあたっての考え方を、別添「重層的支援体制整備事業に係る各支援と成年後見制度利用促進に係る取組の連携についての考え方等」に示した。別添を参考にしながら、地域の実情に応じた連携に積極的に取り組んでいただくことを願います。

なお、令和 2 年度における地域共生社会実現のための包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）の実施状況と、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）等の整備状況の関係性をみたところ、モデル事業を実施している地域は、未実施の地域に比べて中核機関等の整備率が 19.9 ポイント高く、連携した取組が既に始まっていることを申し添える。

3 その他

都道府県におかれては、法第6条第3項や利用促進法第15条において、市町村の取組に関して、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされていることを踏まえ、各都道府県域内での重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携事例の情報共有等をお願いしたい。

国においては、令和3年度以降、各種研修や都道府県での説明会を実施するほか、各地域の取組事例を発信するなど、重層的支援体制整備事業の取組を通じた包括的な支援体制の構築や成年後見制度利用促進の体制整備を促進する取組を進めていくこととしている。これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

別添 重層的支援体制整備事業に係る各支援と成年後見制度利用促進に係る取組の連携についての考え方等

1 基本的な考え方

(1) 連携を進めるための仕組みづくり

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の実現に資するという目的を共有するものである。

両者の効率的・効果的な実施のためには、関係する部局や支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要であり、両者の制度を理解するための研修を実施するほか、連絡調整担当者の設置や、定期的な事例検討や情報共有の機会の設定など、日常的に意思疎通を図る仕組みを整えることが望ましい。併せて、重層的支援体制整備事業実施計画の策定や同事業の実施、成年後見制度利用促進の効率的・効果的な体制整備に向けて、市町村内での協力体制を構築していただくことが望ましい。

(2) 連携を進める際の留意点

支援関係機関間で、本人に対する支援をつなぐ場合や、連携した支援を開始する場合には、聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報共有の必要性が生じる場合があるが、その際には、本人から支援関係機関に情報を提供することについての同意を得ることが基本となる（※1）。

一方で、本人との接触ができないなどの事情により、本人から同意が得られない中で情報共有を行う必要がある場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこととされたい（※2）。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例等に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

（※1）「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集（令和2年3月発行。）」では、成年後見制度利用促進において、個人情報の共有に関して生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第9条に規定する支援会議を活用している事例（P.256～257）などを紹介しているので参考にされたい。

（※2）法第106条の6第1項に規定により組織される会議。同条第3項及び第4項で必要な情報の授受等を規定した上で、同条第5項で構成員等に対する守秘義務を規定しているため、本人同意の有無に関わらず、支援会議の構成員間で支援に必要な情報共有等が可能となっている。

2 具体的な連携取組例

(1) 多機関協働事業者と中核機関の連携

従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※1）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※2）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図った上での適切な支援を行うこととしている。一方で、基本計画で整備を求めている中核機関は、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役を担うこととされている。

多機関協働事業者につながれた事例のうち、特に、権利擁護支援に関する課題を抱えたものについては、多機関協働事業者と中核機関が連携して対応いただきたい。

また、中核機関において受け付けた相談のうち、成年被後見人等本人やその世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が難しい事例については、多機関協働事業者につなぎ、各支援関係機関と連携して支援にあたられたい。

なお、権利擁護支援のために成年後見制度の利用が必要であるものの、親族による申立が期待できない場合は、老人福祉法等に基づく市町村長による申立を円滑に進めていただきたい。この際、市町村長申立を行う事例については、虐待の可能性があり得ることから、虐待防止の部局とも適切に連携して対応いただきたい。

（※1）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

【対応例】

- ・多機関協働を図る役割の職員（モデル事業では「包括化推進員」とされている）と中核機関の職員が、定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。
- ・中核機関が、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役として、成年後見人等や司法専門職等との調整を行う。
- ・成年後見人等が、成年被後見人等に対する支援の中で、従来の支援体制では対応が難しい事案を把握した場合は、多機関協働事業者等と連携して対応する。

【期待される効果】

- ・多機関協働事業者においては、例えば、判断能力が十分でなく、孤立や身寄りがないなどにより財産管理に課題があるなどの支援が困難な事例においても、成年後見制度を適切に利用することで、年金管理などによって財産状況を安定させた上で、介護・福祉等のサービス導入によって生活状況を改善させることができる。
- ・中核機関においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役として、他の支援関係機関との役割調整を円滑に行うことができるようになる。

（２）重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等

重層的支援会議（※）・支援会議については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関と調整の上で構成員を決定していくことになる。市町村においては、本人やその世帯に対して権利擁護支援が必要な場合には、当該支援の地域連携ネットワークのコーディネート役である中核機関に参加を依頼するとともに、中核機関においては、構成員の依頼があった場合には、積極的に参加いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなることから、市町村において、基本計画における協議会等の既存の会議体などと組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努められたい。

（※）重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議。複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うほか、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行う。

【対応例】

- ・重層的支援会議・支援会議を基本計画における協議会と併せて開催する。

【期待される効果】

- ・重層的支援会議・支援会議においては、中核機関の参加によって、支援関係機関の視点に加え、本人の意思尊重や権利擁護の視点が確保され、本人のエンパワメント等を重視した支援プランの作成・評価等が可能になる。また、社会資源の開発に向けた検討等を行う際に、中核機関と関係の深い司法等の専門職団体や金融機関等からの協力を得やすくなる。
- ・中核機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかった対応が可能となる場合がある。

(3) 包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

包括的相談支援事業は、介護や障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものである。こうした相談の中には、権利擁護支援のニーズを含んでいる可能性がある。包括的相談支援事業者において、権利擁護支援に関する課題を抱えた相談を受けた際には、包括的相談支援事業者と中核機関が連携して対応いただきたい。

また、中核機関においても、介護や障害、子ども、生活困窮等の他制度による支援が必要な場合は、当該制度と連携の上支援を実施されたい。

【対応例】

- ・地域包括支援センター等包括的相談支援事業の職員と中核機関の職員とが、定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。

【期待される効果】

- ・包括的相談支援事業者においては、早期段階で本人の意思を尊重して権利を擁護する状況を作ることが期待できる。この結果として、重大な権利侵害の状態になってから事後的に対応するという状況を回避することができる。
- ・中核機関においては、後見等ニーズを精査するために必要な情報の収集や集約、整理が効率的・効果的に実施できるようになる。

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を実施するものである。一方、基本計画においても、権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割として、権利擁護支援の必要な人の発見・支援や、早期の段階からの相談・対応体制の整備等が挙げられている。

アウトリーチ支援事業者（※）において、権利擁護支援に関して、支援の手が届いていない者への支援を行う際は、中核機関が連携しながら対応いただきたい。

また、中核機関においても、複雑化・複合化した課題を抱える者であって支援の手が届いていない者に対して支援を行う場合は、アウトリーチ支援事業者と連携して支援を実施されたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 4 号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

【対応例】

- ・権利擁護支援に係る課題があると思われるにもかかわらず支援体制が構築できていない場合、まずは本人との信頼関係の構築が必要である。しかしながら、支援体制の構築にあたって専門性を要するなど信頼関係の構築までに時間を要する場合は、必要に応じて、早めにアウトリーチ支援事業者に相談するなどの連携を行う。

【期待される効果】

- ・アウトリーチ支援事業者においては、権利擁護の視点が加わることで、判断能力の低下により必要な支援を求めることができない方を早期の支援につなげることが可能となる場合がある。
- ・中核機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかった対応が可能となる場合がある。

（５）参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

地域共生社会の実現において、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

重層的支援体制整備事業においては、参加支援事業として、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

成年被後見人に対する支援においても、既存の事業や既存のチームでは対応できない個別ニーズ等を抱えており、社会参加に向けた支援を行う必要がある場合には、参加支援事業者（※）、成年後見人等、中核機関などが連携しながら対応いただきたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 2 号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が

これらの事業を自ら実施している場合は当該市町村)

【対応例】

- ・長期入院から地域移行したが、地域生活に馴染めておらず、すぐには就労すること等が難しい成年被後見人等に対して、コミュニティカフェや中間的就労を行っている事業者等の参加支援の機能を有する地域の社会資源とのマッチングを行い、成年被後見人等と社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- ・市民後見人養成講座を修了した方が、成年後見人等として受任するまでの活動として、参加支援の取組に協力する。

【期待される効果】

- ・成年被後見人等において、社会とのつながりが希薄化しやすいといった課題を抱えている場合は、対応できる多様な資源の開発を進めるとともに、個別に本人やその世帯のニーズや状態、有する能力にあった社会資源とのマッチングを図ることにより、人や社会とのつながりを回復し、生きがいや役割を持ち地域に参加することができる。
- ・参加支援事業としては、市民後見人養成講座の修了者の参加により、権利擁護支援の知見や活動を地域活動の実践の中で広げることができる。
- ・成年後見制度利用促進の取組としては、市民後見人養成講座の修了者の活躍の場が増えることで、市民後見人の養成等（養成された者が支援員として活動する法人後見や日常生活自立支援事業の取組を含む）が、促進法の目的である共生社会の実現に向けた取組であることとして明確になる。加えて、後に市民後見人養成講座の修了者が成年後見人等に選任された場合においても、参加支援事業に携わった経験が成年被後見人等の支援内容の充実につながる可能性がある。

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくり
の実施体制

**I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施**

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

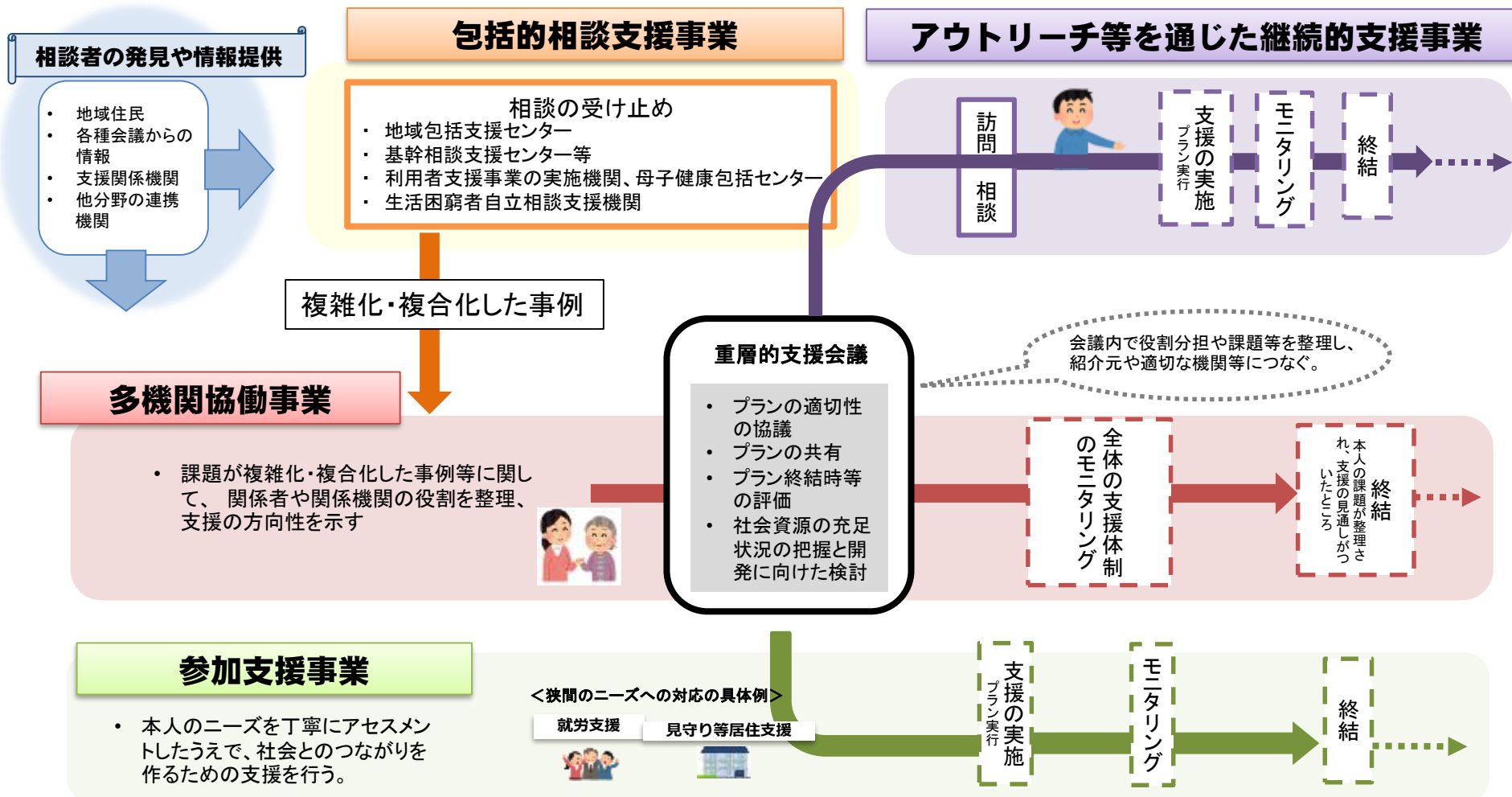
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。

※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体

参考5

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
	御浜町
滋賀県	長浜市
	守山市
	米原市
大阪府	豊中市
	大阪狭山市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	北栄町
島根県	松江市
	大田市
	美郷町
広島県	廿日市市
愛媛県	宇和島市
福岡県	久留米市
大分県	津久見市

※42自治体

令和3年度 重層的支援体制整備事業 移行準備事業 実施予定自治体

北海道	札幌市	群馬県	太田市	新潟県	新潟市	三重県	松阪市	鳥取県	米子市	佐賀県	佐賀市
	旭川市		館林市		三条市		桑名市		倉吉市		長崎市
	厚真町		上野村		村上市		鈴鹿市		八頭町		五島市
	広尾町		みなかみ町		関川村		亀山市		湯梨浜町		佐々町
青森県	平内町	埼玉県	玉村町	富山県	富山市	滋賀県	大津市	島根県	琴浦町	熊本県	熊本市
	今別町		さいたま市		高岡市		彦根市		出雲市		山鹿市
	蓬田村		狭山市		金沢市		近江八幡市	岡山県	岡山市		菊池市
	外ヶ浜町		草加市	石川県	輪島市		栗東市		総社市		宇城市
	鰯ヶ沢町		越谷市		白山市		甲賀市		美作市		合志市
	西目屋村		和光市		能美市		野洲市	広島県	西粟倉村		大津町
	藤崎町		日高市		野々市市		高島市		広島市		菊陽町
	大鰐町		ふじみ野市	福井県	越前市		東近江市		呉市		御船町
	田舎館村		川島町		美浜町		竜王町		竹原市		益城町
	板柳町	千葉県	木更津市	山梨県	甲州市	京都府	亀岡市		尾道市	大分県	中津市
	盛岡市		八千代市		長野市		京田辺市		大竹市		竹田市
岩手県	岩泉町		君津市	長野県	伊那市		精華町	山口県	東広島市		杵築市
	仙台市	東京都	浦安市		下諏訪町	大阪府	堺市		下関市	宮崎県	九重町
宮城県	涌谷町		墨田区		富士見町		茨木市	徳島県	宇部市		延岡市
	南三陸町		目黒区		原村		八尾市		長門市		日向市
秋田県	能代市		中野区	岐阜県	朝日村		寝屋川市	香川県	美祢市		三股町
	湯沢市		杉並区		飯綱町		高石市		徳島市	鹿児島県	都農町
	鹿角市		豊島区		岐阜市	兵庫県	阪南市	愛媛県	小松島市		美郷町
	由利本荘市		江戸川区		大垣市		熊取町		宇多津町		高千穂町
	井川町		立川市		関市		太子町	高知県	伊予市		鹿屋市
	大潟村		三鷹市		恵那市		姫路市		四国中央市		中種子町
山形県	山形市		青梅市	静岡県	美濃加茂市		明石市	福岡県	愛南町		宇検村
	天童市		府中市		神戸町		芦屋市		高知市		瀬戸内町
福島県	福島市		調布市		静岡市	奈良県	伊丹市		四万十市	沖縄県	和泊町
	須賀川市		小金井市		浜松市		宝塚市	高知県	奈半利町		読谷村
	川俣町		小平市		熱海市		川西市		本山町		
	檀葉町		国分寺市		伊豆市		加東市		いの町		
茨城県	古河市		国立市		函南町	和歌山県	たつの市		中土佐町		
	東海村		狛江市		小山町		桜井市		黒潮町		
栃木県	栃木市	神奈川県	多摩市	愛知県	名古屋市		三郷町	福岡県	福岡市		
	小山市		西東京市		豊橋市		田原本町		大牟田市		
	那須塩原市		横浜市		半田市		高取町		八女市		
	さくら市		平塚市		豊川市		王寺町		小都市		
	那須烏山市		鎌倉市		稲沢市		吉野町		古賀市		
	市貝町		藤沢市		知多市		大淀町		うきは市		
	壬生町		小田原市		みよし市		川上村		糸島市		
	野木町		茅ヶ崎市		阿久比町		橋本市		岡垣町		
	高根沢町		秦野市		東浦町		有田市		大刀洗町		
	那珂川町				武豊町				大木町		
									苅田町		

【令和３年３月29日付け】

- ・ ひきこもり支援
- ・ 自殺対策
- ・ 児童福祉制度・ＤＶ被害者支援施策等
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 水道事業
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ 教育施策
- ・ 子供・若者育成支援施策

【令和３年３月31日付け】

- ・ 高齢者向け施策
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 成年後見制度利用促進に係る取組
- ・ 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等

「成年後見制度利用促進」が目指すところ

◆ 推進し、達成されるべきこと:

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない
高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度(法定後見、任意後見)は、そのための 選択肢・手段

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)(抄)

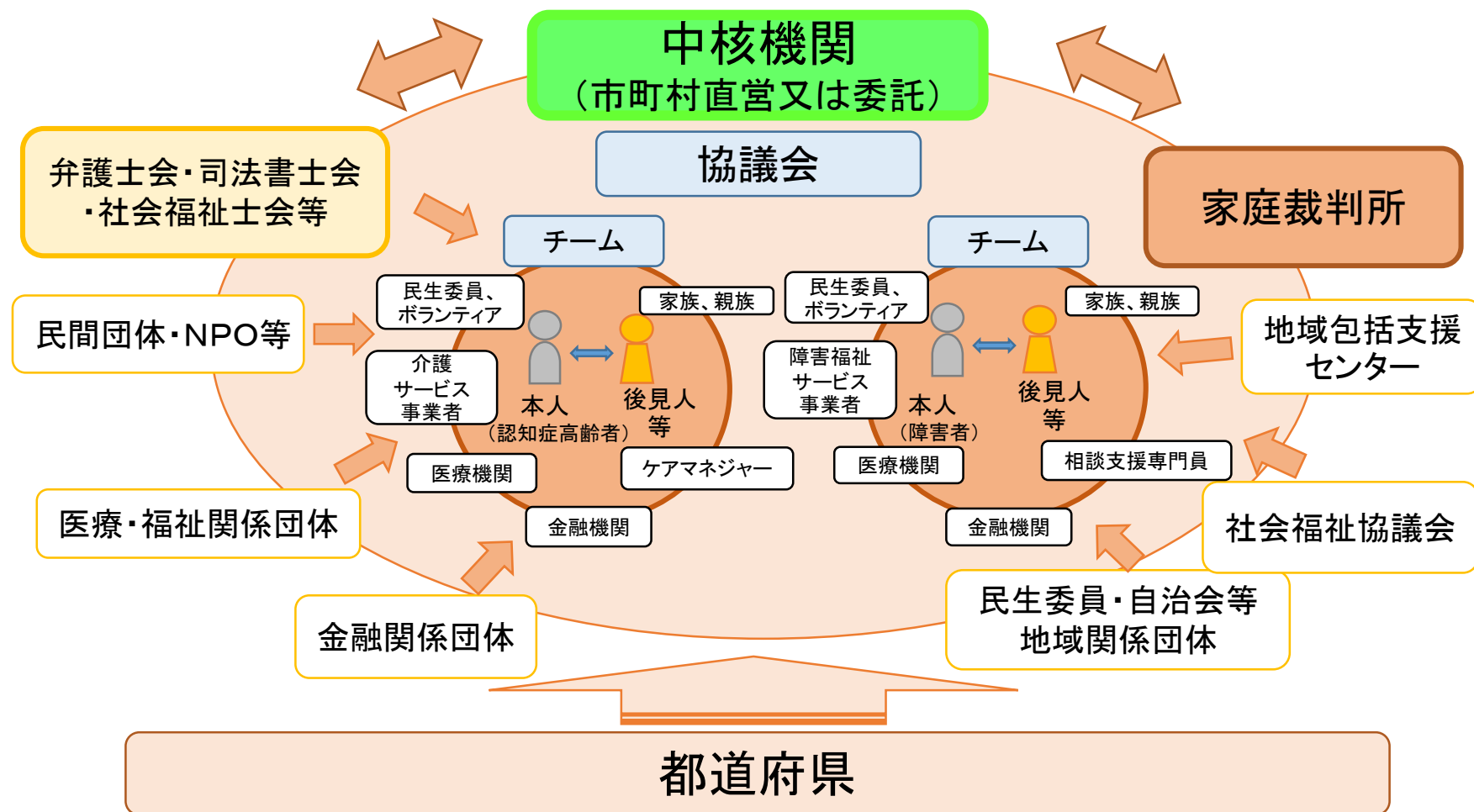
(目的)

第1条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、
成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、
及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議
及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の
促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

地域連携ネットワークとその中核となる機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思等を継続的に把握し必要な対応を行う。
※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が必要な支援を行えるよう、自発的な連携・協力をするための合議体。
※中核機関…地域連携ネットワークが①広報、②相談、③利用促進(受任調整等)、④後見人支援の機能により、地域の権利擁護を果たすように主導する。



(参考) 本件に係る照会先

<重層的支援体制整備事業>

社会・援護局地域福祉課 地域共生支援係
03-5253-1111 (内線2859)

<成年後見制度利用促進に係る取組>

社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室 安藤
03-5253-1111 (内線2228)